

## 銚田市立大洋小学校PTA常任委員会細則

第1条 銚田市立大洋小学校PTA会則第15条に基づき、この細則を定める。

第2条 各常任委員会の委員の人数及び選出方法は、次のとおりとする。

1 教養、広報、図書、環境、学年委員会の委員は、各学級から1名ずつ選出するものとし、下表の人数のとおりとする。

| 学年 | 教養 | 広報 | 図書 | 環境 | 学年 | 家庭教育 | 子ネット | 計  |
|----|----|----|----|----|----|------|------|----|
| 1年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 4    |      | 14 |
| 2年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |      | 2    | 12 |
| 3年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |      | 2    | 12 |
| 4年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |      | 2    | 12 |
| 5年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |      | 2    | 12 |
| 6年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |      |      | 10 |
| 計  | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 4    | 8    | 72 |

2 家庭教育学級委員は、1年生の各学級から2名ずつ選出する。

3 子育てネットワーク委員は、2年生から5年生の各学級から1名ずつ選出する。

4 常任委員会ごとに委員長1名、副委員長1名を互選する。ただし、学年委員会については、6年生の保護者より委員長・副委員長を選出する。

5 銚田市立大洋小学校PTA役員及び育成会役員との併任はしない。ただし、選出する者がいない場合は、この限りではない。

第3条 各常任委員会は、執行部役員と協力して次の活動を行う。

1 学校公開行事への参加と運営面への協力

第4条 教養委員会は、概ね次の活動を行う。

1 会員研修会、講演会等の企画・運営

2 会員親睦会、歓送迎会等の企画・運営

第5条 広報委員会は、概ね次の活動を行う。

1 広報紙の編集発行

2 PTA活動の会員への啓発

第6条 図書委員会は、概ね次の活動を行う。

1 児童の読書活動推進への協力（読み聞かせ等）

2 学校図書に関する管理への協力

第7条 環境委員会は、概ね次の活動を行う。

- 1 校内環境整備への協力（除草作業、側溝清掃等）
- 2 校内安全対策の推進協力
- 3 通学路巡視等と児童への生活指導
- 4 「子どもを守る110番の家」の協力・継続依頼
- 5 学区内危険箇所への安全対策の立案

第8条 学年委員会は、概ね次の活動を行う。

- 1 同学年の保護者の協力体制の構築と連携強化（保護者会、親レク等）
- 2 学年（学級）懇談会の計画・運営
- 3 全学年の協議及び連絡調整
- 4 正・副委員長は学校保健安全委員会・体力づくり推進委員会への参加

第9条 家庭教育学級委員会は、概ね次の活動を行う。

- 1 研修会、講演会等への参加と運営面への協力

第10条 子育てネットワーク委員会は、概ね次の活動を行う。

- 1 研修会、講演会等への参加と運営面への協力

第11条 この細則は、運営委員会において変更することができる。細則を変更したときは、次期総会において会員に報告する。

付 則 この細則は、令和4年4月23日より施行する。

令和5年3月29日改正